令和８年　第１０回　川口市教育委員会定例会

日　時　令和８年７月２４日（金）
　　午後３時３０分
場　所　川口市教育委員会室

日　　程

１　開　会

２　点　呼

３　前回会議録の承認
（１）第９回川口市教育委員会定例会会議録

４　教育長報告
（１）８月行事予定について　――　１
（２）６月市議会定例会の概要について　――　３
（３）川口市地域学校協働活動推進協議会委員を委嘱することについて　――　４０
（４）国登録有形文化財（建造物）の登録について　――　４１
（５）川口市学校運営協議会委員の解嘱について　――　４２
（６）川口市立学校におけるいじめ問題の現状について　――当日１㊙
（７）令和８年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）被表彰者の決定について　――　４６

５　協議事項
（１）９月市議会案件について　――当日２㊙

６　議案の審議
議案第４８号　川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について　――　４８
議案第４９号　川口市立中央ふれあい館管理規則の一部を改正する規則について　――　５５
議案第５０号　川口市立生涯学習プラザ管理規則の一部を改正する規則について　――　６２
議案第５１号　川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について　――　６９
議案第５２号　川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について　――　７８
議案第５３号　川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて　――　８７

７　その他

８　閉　会

令和８年８月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
1	土		県公立小・中学校等教頭候補者選考 （筆答）	各教育事務所他	学務課
2	日		県公立小・中学校等教頭候補者選考 （面接・集団討論）	総合教育センター	学務課
		9:00	川口市スポーツ推進委員夏季研修会	西スポーツセンター	スポーツ課
		9:30	子ども大学かわぐち４日目	生涯学習プラザ	生涯学習課
3	月				
4	火		県公立小・中学校等校長候補者選考 （筆答・Ａ面接）（～8月6日）	各教育事務所他	学務課
		13:30	第１回川口市教育総務部指定管理者評価専門委員会	教育委員会室	教育総務課
5	水				
6	木	13:30	第８回川口市立小中学校在り方審議会	601大会議室	教育政策室
7	金				
8	土		県公立学校教員採用選考試験二次試験	埼玉大学	学務課
9	日		県公立学校教員採用選考試験二次試験 （中学校実技試験）	総合教育センター	学務課
10	月		学校閉庁日（～8月16日）		学務課
11	火		山の日		
12	水				
13	木				
14	金				
15	土				

令和８年８月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
16	日				
17	月	13:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
18	火				
19	水	13:30	第２回川口市教育総務部指定管理者評価専門委員会	教育委員会室	教育総務課
20	木		那須甲子青少年自然の家モデル校実地踏査 （～8月21日）	那須甲子青少年自然の家	指導課
21	金				
22	土		県公立小・中学校等校長候補者選考 （Ｂ面接・集団討論）	県立総合教育センター	学務課
		9:00	全日制第２回学校説明会	市立高等学校	市立高等学校
23	日		県公立小・中学校等校長候補者選考 （Ｂ面接・集団討論）	県立総合教育センター	学務課
		14:00	外国籍児童編入学に係る学校説明会	かわぐち市民 パートナーステーション	教育政策室
24	月		川口市奨学資金貸付 令和９年度生　第１期申請受付 （～8月28日）		庶務課
			サマースクール実施期間（～8月31日）		指導課
		10:00	管理職対象ストレスチェック研修会	オンライン	学務課
		15:00	川口市高校生海外派遣事業市長表敬訪問・帰国報告会	601大会議室	指導課
25	火	9:00	全日制始業式	市立高等学校	市立高等学校
		10:00	副校長・教頭対象人事評価研修会	オンライン	学務課
		15:00	地域クラブ活動推進協議会	教育委員会室	教育政策室
26	水	10:00	川口市立小中学校在り方検討委員会 並びに水泳の授業及び施設の在り方検討委員会	教育委員会室	教育政策室
		13:00	川口市教育研究会教育講演会	総合文化センター リリア	指導課
27	木				
28	金				
29	土		県公立小・中学校等校長候補者選考 （Ｂ面接・集団討論）	県立総合教育センター	学務課
		9:30	全日制文化祭	市立高等学校	市立高等学校
30	日		県公立学校教員採用選考試験二次試験	総合教育センター他	学務課
31	月				

６月市議会定例会の概要について

川　口　市　教　育　委　員　会

令和８年６月市議会定例会
一般質問質疑応答概要　（教育政策室）

＜質問概要＞	＜答弁概要＞
芝﨑　正太　議員（公明）	
１０　教育について (1) 危機管理官の設置について ・近年の子供を取り巻く想定外の事件・事故が頻発していることを踏まえ、教育政策室内に危機管理官を置くことについてどう考えるか。	（教育長） 教育委員会では、教育長・副教育長を中心に、部課長を招集した定期・臨時会議を行い、組織的な危機管理体制のもと諸課題への対応を行っている。 現時点では、危機管理官を置く考えはないが、副教育長がその役割を担い、想定外の事故や事件に対しても迅速かつ的確な対応ができるよう、危機管理体制の充実に努めていく。
（要望） 児童生徒の危機管理に関することについて、スポーツ団体も含め一つ一つ丁寧な対応をお願いする。	
(2) 学校施設の新たな利用ルールについて ・学校長の意識改革について。	（副教育長） これまでの学校施設開放は、各学校長による判断に委ねられていたことから、公平性に欠けるとの指摘もあり、教育委員会が主体となって新たな仕組みを構築したところである。 今後は、学校長のみが判断をするという意識を変え、教育委員会と学校が一体となって取り組むことで、公平公正で統一的な仕組みを継続して運用できるよう努めていく。

松本　幸恵　議員（共産） ４　教育環境の整備・充実を (1) 学校の適正規模・適正配置基本方針にかかわって ア　川口市立小中学校再編計画策定にあたり当事者・地域・学校関係者の声を生かすこと	（副教育長） 「川口市立小中学校再編計画」策定の過程において、市民に対して適切に情報発信をするとともに、パブリックコメントをはじめ、タウンミーティングなどを開催し、当事者である市民の意見を聴く機会を設定していく。
イ　大規模校の対応を急ぐこと	（副教育長） 都市開発等により急激な児童生徒数の増加が見込まれる場合には、川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に則り、学区の調整をするなど適切に対応していく。
（要望） 環境改善については、早く改善対応できるようお願いしたい。	
若谷　正巳　議員（自民） ９　部活動の地域展開について (1) 本市の地域展開時期について ・速やかな推進が必要と考えるが、本市の考えを聞かせてほしい。	（教育長） 本市は、国が休日部活動の地域展開完了を目指す令和１３年度までに、地域クラブの安定した運営体制の構築と、各クラブの成熟を図る必要があると考え、国の補助制度を活用したモデル事業を令和７年度より実施している。 今後は、令和９年９月を目途に休日の地域展開を進めることで、より規模の大きな補助制度が活用可能となり、保護者負担の急激な増加の緩和も実現できることから、速やかに執り進める考えである。

	（副教育長）
(2) 令和８年度モデル事業の概要について	令和８年度のモデル事業は、昨年度の１３団体から大幅に拡大し、５３団体の協力のもと、6月から、市内全域の小中学校や公民館、スポーツセンター等で活動を行っている。 実施団体は、文化芸術系が１９団体、運動系が３４団体であり、作曲やｅースポーツ、空手、ゴルフなど、現在中学校の部活動にはない分野もあることから、より生徒のニーズに応じた活動が実施できるものと考えている。
	（副教育長）
１０　学校施設の利用申請システムについて ・現システムに関する課題や要望を受け、今後どのような改善を図っていくのか。	現在の利用申請システムの運用に対して頂いた様々な意見については、令和９年度に導入する、新たな利用申請システムに反映させる準備を進めている。 今後も公平公正で安定的な施設運営を図るため、操作性を含め、利用者の皆様の利便性向上につながるシステムとなるよう、調整に努めていく。
池田　けい　議員（維新）	
２　秩序ある共生社会の実現に向けた政策とルールの整備について (2) 一部の小学校における外国人の在籍集中に関する課題について イ　日本語指導川口モデル推進事業の効果について ・各小学校の負担軽減や現時点での具体的な効果や手応え	（教育長） 日本語初期指導教室については、昨年度の５か所から、今年度、地区を考慮した１６か所に拡大した。併せて、編入学前に外国人児童とその保護者向けの学校説明会への参加を必須としたことで、初期指導を受講する児童は確実に増えている。 初期指導教室では、日本の学校生活におけるマナーやルールも指導していることから、

	在籍校に戻った際に、文化の違いに戸惑う場面は減ってきており、教員の負担軽減にもつながるものと考えている。

令和８年６月市議会定例会 一般質問質疑応答概要	（教育総務課）
＜質問概要＞	＜答弁概要＞
関　由紀夫　議員（公明） ４　「教育に力を入れるまちへ」について (1) 教育環境の充実・校舎の建替えについて ・改築や建替えをより一層加速させる考えについて	（教育長） 校舎の建替えについては、築年数や劣化状況等を踏まえるとともに、学校活動への影響などを考慮しながら、進めてきたところである。 また、経年劣化が進む施設は、子どもの安全を第一に考え、適宜、改修工事や修繕等を行っている。 今後は、教育環境の更なる充実に向け、令和９年９月公表予定の「川口市立小中学校再編計画」との関連を図りながら、総合的に判断し、施設更新を進めていく。
舩津　由徳　議員（自民） ４　地域の課題について (1) 鳩ヶ谷小学校の建替えについて ・建替えのスケジュールについて	（教育総務部長） 鳩ヶ谷小学校については、北校舎が築後６７年となり、学校運営に支障が生じないよう、適宜、修繕等を行っている。 建替えについては、学校活動への影響に加え、建物の規模や工事内容を効率的に検討する必要があるため、令和９年９月公表予定の「川口市立小中学校再編計画」を踏まえ、総合的に判断していく。

(2) 辻小学校の設備改修について ア　照明器具の交換について ・天井が高い場所の照明器具の交換について	（教育総務部長） 辻小学校の照明については、構造上、維持管理に課題があることから、本年度から令和１１年度まで計画をしているＬＥＤ改修事業に合わせて全体改修を行っていく。
イ　図書スペースの酷暑対策について ・酷暑対策を講じていただきたい	（教育総務部長） 酷暑対策については、空き教室を活用するなど児童の活動場所の工夫や整備の手法について、今後、学校と協議していく。
益田　みなみ　議員（自民）	
７　小中学校における環境の向上について (1) 衛生的なトイレを整備することについて ・衛生的なトイレになるよう整備を進めていただきたい	（市長） 川口の未来を担うすべての子どもたちがよりよい環境で育つことができるよう、特に教育環境の充実は大変重要であると考えている。 このことから、現在、小中学校施設については、トイレの全面改修工事に合わせ洋式化及び乾式化を進めているほか、洋式トイレへの部分改修を行っている。 また、状況に応じ、専門業者による洗浄を実施するなど、環境改善に努めている。 今後は、学校施設の衛生面も含めた更なる教育環境の充実を目指して、積極的に整備を進めていく。
（要望） 子どもたちや保護者の声を丁寧に受け止めながら、着実に進めていただきたい。	

(2) 普通教室の暑さ対策の強化について ・普通教室の学習環境をどのように認識しているのか、また、断熱・遮熱を含めた今後の暑さ対策にはどのように考えているのか (要望) 安心して学べる環境の整備に向け、より実効性のある暑さ対策の検討を進めていただきたい。	(教育総務部長) 校舎の最上階では、下層階に比べエアコンを入れても室温が下がりにくい状況があることは認識している。 今後の暑さ対策については、屋上防水工事等の機会を捉え、遮熱効果がある部材の使用や、窓からの日差しを遮るカーテンの設置など、学校施設の状況に応じた対策を講じていく。

令和８年６月市議会定例会 一般質問質疑応答概要　　（生涯学習課）	
＜質問概要＞	＜答弁概要＞
後藤　留美　議員（公明） １　子育て支援について (1) 子ども食堂を公民館で実施することについて	（市長） 子ども食堂の活動は、子どもたちに食事を提供するだけではなく、地域住民の交流の促進や、子ども達の成長を支えるなど、大変有意義な取り組みであると考えている。 また、子ども食堂を実施する団体やボランティアの方々から、市内の公民館で是非、実施させていただきたいとの、ご意見やご要望を伺っている。 このことから、子ども食堂を全公民館で実施できるよう、教育委員会に働きかけているところである。
杉本　佳代　議員（自民） ６　放課後子供教室の実施状況と充実について (1) 放課後子供教室の目的と意義について	（教育総務部長） 放課後子供教室は、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支えることを目的とした事業である。 子どもたちが充実した放課後を過ごし、多くの経験や地域の方々との交流を通じて社会性や自己肯定感を育む場として重要な役割を果たしている。 また、学校と地域住民やＮＰＯ団体との協働を通じて、地域全体の教育力の向上や地域コミュニティの活性化も期待しているところである。

	（教育総務部長）
(2) 市立小学校の教職員への周知について	教職員への周知については、事前に担当教諭と打合せを行い、事業への協力をお願いしているほか、年度当初の学校長会議において、事業の目的や意義について周知しているところである。
	（教育総務部長）
(3) 委託料減額の理由について	委託料の減額については、放課後子供教室の財源の一部である、国からの補助金が減額されたことが主な理由である。
	（教育総務部長）
(4) 今後の活動について	今後の活動については、放課後子供教室の運営状況や課題について学校と情報共有する機会を増やすなど、学校、地域団体、事業者の連携を強化することにより、事業のさらなる充実を図っていく。

令和８年６月市議会定例会 一般質問質疑応答概要	（文化財課）
＜質問概要＞ 藤田　みつぐ　議員（青嵐） ６　文化資源の保存・活用について (2) 市南部地区の国登録有形文化財等の保存・活用について ア　旧田中家住宅について ・今後の耐震工事等の方針や考えについて	＜答弁概要＞ （教育総務部長） 旧田中家住宅の耐震化は、施設の状態や構造、耐震補強の工法等について調査を進めるとともに、専門知識を持つ学識経験者及び文化庁の調査官の意見も伺いながら検討してきた。今後も、スケジュールや費用の負担に十分配慮しながら、実施に向けた準備を進める。
ウ　建造物の国登録有形文化財の保存と活用について ・地域の賑わいを創出していくための保存・活用の取り組みについて	（教育総務部長） 国登録有形文化財は、建物内部の柔軟な活用が可能であるほか、固定資産税や相続税の減額、保存修理に係る設計費の補助などを受けることができる制度となっている。 所有者の方に末永く文化財を保存・活用してもらうことは、地域の活性化、郷土愛の醸成にもつながるものと認識している。このことから、制度の周知や情報発信を積極的に行って参りたい。
（要望） 所有者の方から登録有形文化財の要望が来たら積極的に支援ををしていただきたい。	

池田　けい　議員（維新） ３　民間企業との連携を活かしたまちづくりについて (4) 旧田中家住宅の活用における新たな官民連携の可能性について ・財政負担の軽減と施設の魅力向上のための官民連携の可能性について、市の考えを聞きたい	（教育総務部長） 旧田中家住宅耐震化事業が完了した後の運営については、公共財産としての責任を果たしつつ、地域活性化や、効率的な管理運営を実現するため、新たな官民連携の手法も視野に入れて、今後検討する。

令和８年６月市議会定例会
一般質問質疑応答概要　（中央図書館）

＜質問概要＞	＜答弁概要＞
益田　みなみ　議員（自民） ６　子育て世代に親しまれる図書館づくりについて ・中央図書館を子育て世代に親しまれる図書館に	（教育総務部長） 中央図書館では「おはなし会」などを開催している「おはなしのへや」を、親子で自由に読み聞かせなどができるように開放している。また、イベントの後に絵本の選び方や読み聞かせの相談ができる場を新たに設ける予定である。 こうした取り組みをわかりやすく館内掲示やホームページで知らせることにより、子育て世代の方に親しまれる図書館となるよう努める。
（要望） 子どもや子育て世代がより気軽に足を運べるような、時代や市民ニーズに合わせた図書館づくりを進めてほしい。	

令和８年６月市議会定例会 一般質問質疑応答概要　（スポーツ課）	
＜質問概要＞	＜答弁概要＞
若谷　正巳　議員（自民）	
２　カワグチをスポーツで元気に (2) 青木町公園総合運動場について ・将来的な在り方と、魅力向上に向けた今後の整備方針について	（教育総務部長） 青木町公園総合運動場は、公認の陸上競技場や、屋外５０メートル水泳場、県内でも数少ない人工芝を有する市営球場など、専門性の高い競技施設として、市内アスリートの競技力向上に寄与してきた。 将来的な施設の在り方については、市民ニーズを踏まえながら、スポーツ振興や、選手の育成に資する施設として整備していく方針である。
(3) 本市で活躍する選手及びチームの広報・支援について	（教育総務部長） 市内で活躍するアスリートやスポーツチームについては、ホームページや広報紙において情報発信を行うとともに、全国大会等への派遣に対する助成を行っている。 今後は、関係部局と連携し、様々な媒体を活用しながら、選手やチームの活躍を発信することで応援機運の醸成を図り、さらなる支援につなげていきたいと考えている。
後藤　留美　議員（公明）	
２　教育について (1) 川口市版ジュニアアスリート発掘育成事業を創設することについて	（教育総務部長） ジュニアアスリートを発掘し育成する事業の創設については、高度で専門性の高い支援体制が不可欠であり、指導者の確保や設備の整備、継続的な財源確保などの課題があ

	る。 　このことから、先進事例の効果や運営手法などを研究していきたいと考えている。
１３　安行スポーツセンタープールの女子更衣室内のトイレの洋式化について （要望） 　高齢者や足に不安を抱える方が安心してプールを利用するために、当該トイレの洋式化を強く要望する。	（教育総務部長） 　市のスポーツ施設のトイレについては、洋式化を含め、利便性向上を推進しているところである。 　安行スポーツセンターにおいては、施設が老朽化していることから、施設全体の整備計画の中で検討していきたいと考えている。
杉本　佳代　議員（自民） ４　（仮称）神根総合運動公園について (1) 指定管理者など管理体制はどのように考えているのか	（教育総務部長） 　市施設の管理・運営については、埼玉県屋内総合プールとの併設施設として、特有の条件などを整理し、適切に運営ができるよう、現在、直営もしくは指定管理者制度の導入について、検討を進めているところである。
(2) 施設利用について	（教育総務部長） 　北スポーツセンター及び神根西公民館の利用については、市民利用の観点から、他のスポーツセンターや公民館と同様に、施設予約システムを利用して運用するものと考えている。また、使用料についても、他施設と同様の考え方により、使用料を設定する予定である。

5　本市ゆかりの才能ある人材への支援と大使の任命について (1) スポーツ分野での支援について	（教育総務部長） 本市ゆかりのアスリートの活動を応援し、市民や子どもたちとの交流機会を創出することは、子どもたちが夢や目標を持つきっかけとなる有意義な取り組みであると考えている。 今後もスポーツが果たす役割の重要性に鑑み、有望な人材に関する情報収集を強化するとともに、継続的に見守りながら活動を支援することで、市民のスポーツへの関心や機運の醸成に努めていきたいと考えている。
舩津　由徳　議員（自民）	
4　地域の課題について (6) 鳩ヶ谷スポーツセンターについて ア　雨漏り対策について ・早急な修繕が必要な状況であるが、今後の対策など	（教育総務部長） 鳩ヶ谷スポーツセンター体育館の雨漏りについては、隣接する公園側の窓枠付近から発生が確認されている。 現時点では、施設利用に直接的な支障はきたしていないが、できる限り早期の解消に向けて、関係部局と連携を図りながら、施設全体の整備計画の中で検討していきたいと考えている。
イ　空調機の設置について ・夏場の暑さ対策による利便性の向上、避難所指定もされているため、空調機の設置はできないか	（教育総務部長） 鳩ヶ谷スポーツセンターでは、今年度から気化式冷風機を導入するなど、熱中症対策を講じながら、施設を利用いただいているところである。 空調設備の設置については、財源の確保が大きな課題となっていることから、現時点においては難しいものと考えているが、施設の

	更新や大規模改修等の機会を捉え、検討していきたいと考えている。

令和８年６月市議会定例会 一般質問質疑応答概要	（庶務課）
＜質問概要＞ 吉田　英司　議員（自民） ２　議案第７１号「令和８年度川口市一般会計補正予算（第１号）」について (1) 学校図書館環境整備推進事業について イ　図書の充実について ・本が少なく、古く傷んでいる本が多いことから、本の充実を図る必要はないか （要望） 今後の学校の統廃合も考慮して検討が必要だと思うが、図書の充実もセットでお願いしたい。 １１　市内の樹木の状況と対策について (3) 学校敷地内の樹木について	＜答弁概要＞ （学校教育部長） 現状、小中学校からの希望に基づき、学校図書の予算を配当し、購入を推進しているところである。 また、図書購入費を図書以外に支出することのないよう、通知を発出したところである。 今後、様々な分野の図書の充実に努めていく。 （学校教育部長） 小中学校の近年の倒木件数については、令和５年度に２件、令和６年度に７件、令和７年度に５件の発生が確認されている。 倒木が発生した際には、学校からの報告に基づき、速やかに撤去を行っている。 また、日ごろから、教育委員会と学校が連携し、倒木の危険が判明した場合は、適切に伐採や剪定を実施しており、安全確保に努め

	ているところである。
（要望） 年に数件あるようだが、学校と教育委員会が連携し、今後も適切な対応をお願いしたい。	
藤田　みつぐ　議員（青嵐）	
９　教育について (1) 給付型奨学金について ・教育機会の確保や将来的な定住支援の観点から、本市の奨学金制度の特徴及び給付型奨学金に対する考えは	（学校教育部長） 奨学金による修学支援は、地域の人材育成や貧困の世代間連鎖を断ち切る重要な施策と考える一方、本市独自の給付型奨学金の創設については、多額の財源負担を伴い、厳しい財政状況下での安定的かつ継続的な運用は困難な状況である。 今後も、無利子で奨学生本人に直接貸し付けを行う本市の奨学金を適切に運用するとともに、現在、国等による給付型奨学金の拡充も進んでいることから、これと併せて、積極的な周知に努めていく。
（要望） 新たな基金創設など、給付型の創設ができないか検討いただきたい。	
関　由紀夫　議 員（公明）	
２　市長の公約について (1) 人づくりなくして国づくりなし、子育て、教育に力を入れるまちへ ア　「学校図書館の充実」について ・蔵書を拡充することについての市の考えは	（学校教育部長） 学校図書の購入予算については、令和７年度に、増額した。 これに加え、図書購入費を図書以外に支出

	することのないよう、小中学校に対し、通知を発出し、さらなる図書の充実を促してきたところである。 　学校図書は、児童生徒の読解力の向上など、学びのため重要であると考えていることから、今後も、充実に努めていく。
杉本　佳代　議員（自民） ７　国の「部活動の遠征等における安全確保について」の通知を受けて (2) 現状の遠征費の支援について	（学校教育部長） 　部活動の練習試合の遠征費については、個人負担となっている。 　また、体育連盟等の団体が主催等を行う関東大会又は全国大会に生徒を派遣する場合は、１人当たり、関東大会１万４千円、全国大会１万７千円を補助しており、これら運動部活動等以外については、１人当たり、吹奏楽１万３千円、マーチング１万１千円、合唱９千円を学校に対して補助している。
（要望） 　大会派遣補助については、予算を減額されてきた経緯もある。こういった部分にこそ予算をつけてほしい。	
(4) 今後の遠征費の支援について	（学校教育部長） 　大会等に係る遠征費確保については、各学校において多様な部活動が存在することから、活動状況や遠征に係る物価高騰等の影響等に鑑み、まずは、実態把握に努めていく。

益田　みなみ　議員（自民） ３　教員が安心して教育活動に専念できる環境整備について (1) 電話対応について ・保護者対応において、発言の認識の相違が生じることが発生していることから、電話に通話録音機能などを導入してはどうか	（学校教育部長） 文部科学省は、学校への過剰な苦情や不当な要求に対応するため、会話の録音もあり得るとの見解を示している。 こうした状況の中、本年４月から開校した芝園学園中学校においては、通話録音機能や自動応答機能を持つ電話機を導入したところである。 今後については、ＩＳＤＮ回線の外線電話サービス終了に伴う電話機器の更新時に、同様の機能を持つ機器の導入を検討していく。

令和８年６月市議会定例会 一般質問質疑応答概要	（学務課）
＜質問概要＞	＜答弁概要＞
芝﨑　正太　議員（公明）	
１０　教育について (3) 青木北小学校の放課後児童クラブの対応について	（学校教育部長） 青木北小学校において、利用可能な空き教室が不足している状況に鑑み、青木北小放課後児童クラブの児童がより良い環境の中で生活することができるよう、青木北保育所を活用することも含めて、関係部局と連携し実現の可能性について研究していく。
後藤　留美　議員（公明）	
２　教育について (3) 教員の負担軽減に向けた保護者対応窓口の設置について	（教育長） 文部科学省は、「学校と教師の業務の３分類」を示しており、保護者等からの過剰な要求等の対応は、「学校以外が担うべき業務」と位置づけている。 教育委員会としては、保護者対応窓口を設置することで、学校が問題を抱え込まず、本来の教員の業務に専念できる環境づくりに有効であると考えており、実現に向けて研究を進めていく。
益田　みなみ　議員（自民）	
３　教職員が安心して教育活動に専念できる環境整備について (2) 地域と保護者が抱える課題に対する早期解決に向けた対応について	（教育長） 学校と地域及び保護者との間に発生する解決困難な事案に対しては、これまでも学校

・地域や保護者からの過剰な要求に対応する専門組織の設置による支援体制の構築	と教育委員会が連携して対応し、その解決に努めてきた。 今後は、教育委員会として支援体制をさらに強化するため、専門の相談窓口設置の実現に向けて具体的な研究を進めるなど、学校が教育活動に専念できる体制の構築に努めていく。
(3) 学校と保護者の良好な関係づくりについて ・保護者からの過剰な要求を防ぎ、良好な関係づくりのための啓発	（学校教育部長） 子供たちの成長を支えるためには、学校と家庭の役割と責任を明確にし、理解を深め、信頼関係を築くことが重要となる。 こうしたことから今後は、教育委員会として学校と保護者の良好な関係づくりに資するリーフレットを作成するなど、更なる啓発に努めていく。
松浦　洋之　議員（自民）	
1　教育について (1) 保護者対応専門部署の設置について	（教育長） 現在、保護者からの過剰な要求により、学校・教員の業務に支障をきたす状況も多くある。 このことから、保護者対応窓口を含めた専門部署を設置し、組織的かつ統一的な対応を行うことで、時間的・精神的な教員の負担軽減に繋がるものと考えている。 今後は、既に導入している自治体の成果や課題を精査し、本市における、専門部署の設置実現に向けて具体的な研究を進めていく。

令和８年６月市議会定例会
一般質問質疑応答概要　（指導課）

＜質問概要＞	＜答弁概要＞
吉田　英司　議員（自民）	
２　議案第７１号「令和８年度川口市一般会計補正予算（第１号）」について (1) 学校図書館環境整備推進事業について ア　事業概要について	（学校教育部長） 本事業は、選定されたモデル校の主体性や特色を生かした整備計画をもとに簡易チェアやミニソファなど、必要な備品の整備等を行うものである。 モデル校において、９月より利用開始できるよう整備を進め、令和９年１月に効果検証を行う予定である。
１０　道路交通法施行令の改正に伴って (2) 通学路の一斉点検及び見直しについて ・道路交通法施行令の改正に伴って、通学路の点検、見直しをしてほしい。通学路の情報を警察と共有してほしい。	（教育長） 本年９月に施行される道路交通法施行令改正の趣旨を踏まえ、これまでの通学路の安全点検に加え、新たな視点を取り入れた見直しを各学校と共に適切に進めていく。 また、各学校が作成する通学路線図については、川口・武南両警察署と共有し、児童生徒の安全確保に向けて連携していく。
松本　幸恵　議員（共産）	
４　教育環境の整備・充実を (2) 日本語指導の充実を ・日本語初期指導教室や取り出し授業	（教育長） 日本語初期指導教室については、今年度より１期２０日、最大３期６０日まで通級期間

の期間延長と時間の確保、また母国語が分かる支援員の配置について	を延長できることとした。 　また、取り出し指導については、児童生徒の実態に合わせて指導終了の基準を定めた。 　母国語が分かる支援員の配置については、現在の配置に加え、保護者ボランティア等の活用を工夫する等して、更なる充実を図っていく。
(3) 特別支援学級の設置について ・特別支援学級の過密化を解消するために全校設置を進めてほしい	（学校教育部長） 　特別支援学級については、対象児童生徒数の推移や学校施設等の状況に加え、教職員の育成と確保状況など総合的に勘案し、全校設置も含め、計画的に取り組んでいるところである。
(4) 就学援助制度の拡充について ア　認定基準の現状と基準を改定していくこと ・準要保護の認定基準の現状と今後の改定の予定について	（学校教育部長） 　本市の準要保護の認定基準については、生活扶助基準改定前である平成２５年４月時点の基準を維持しているところである。 　今後の改定については、本市の財政状況などを総合的に勘案する必要があるものと考えているところである。
イ　就学援助の支給額の改善を ・新入学用品費、学用品費や修学旅行費、クラブ活動費への支給額の拡充について	（学校教育部長） 　就学援助の支援額については、令和５年度に学用品費、通学用品費、校外活動費、令和６年度には新入学用品費について引き上げたところである。 　支給額のさらなる拡充については、他の自治体の動向や物価水準などを踏まえ、引き続き検討していく。
（要望） 　学校の現場の環境改善や物価高騰への保護者負担の軽減については、すぐにでも改善を願っている声が多数	

となっているため、早く対応できるよう重ねて要望する。	
藤田　みつぐ　議員（青嵐）	
９　教育について (2) 制服のリユースについて ・制服のリユースについて、民間事業者の取り組みなどを積極的に推奨できないか	（教育長） 本市では、保護者負担の軽減や資源の有効活用の観点から、学校長会議において、制服リユースの取り組みに関する周知啓発を進めてきた。 民間事業者等を含めたリユースの取り組みについては、ＳＤＧｓの視点も踏まえ、中学校長会と共に実現の可能性について協議していく。
１０　市民の声や繋がりを大切にするまちづくりについて (2) 中高生ふれあいトークについて ・今後の中高生ふれあいトークの開催予定・その内容について	（市長） 中高生ふれあいトークについては、今年度から名称と内容を一新し、「中高生政策提案フォーラム」として実施する。 「川口を輝かせるために」をメインテーマとし、主権者教育の観点から、生徒が主体的に学び考える機会となるよう、市政に関する政策提案について、各校代表生徒とともにグループで意見交換を行う予定である。 また、グループ協議でまとめた政策提案と、高校生による事業提案を、議場で行うことを計画しており、生徒たちの貴重な声を「輝くまち川口」の実現に向け活かしていく。

若谷　正巳　議員（自民） １１　学校施設外への避難経路について ・学校施設外への避難経路は、複数確保されているのか。有事の際に、適切に利用できるようにしてほしい。 （要望） 生命に直結する案件については、優先度を高く位置付け、必要な場合には補正予算も含めて機動的に対応し、一日も早い安全確保に努めていただくよう強く要望する。	（学校教育部長） 市立小中学校の施設外への出入り口については、７校が２か所、７３校が３か所以上を有している。 各学校では、複数の避難経路を確保するとともに、定期点検を実施し、改善が必要な場合は、適切な処置を講じている。今後も、有事の際に、安全に避難できる体制を整えていく。
関　由紀夫　議員（公明） ４　「教育に力を入れるまちへ」について (2) 学びの多様化学校における校庭整備について ・旧教育研究所芝園分室の校庭は今後どうするのか。芝園学園中の校庭として利用する予定なのか。 （要望） 不登校を経験した子どもたちにこそ安心して体を動かし、心を解放し、社	（学校教育部長） 旧教育研究所を校庭として利用することについては、芝園学園中学校の教育課程の編成上、保健体育の授業は屋内施設で行うこととしていることから、現在のところ予定はしていない。 旧教育研究所芝園分室の校庭については、今後関係部局と連携して協議していきたいと考えているところである。

会的適応力を育むことのできる環境が必要であると考える。校庭を含めた教育環境整備について前向きに検討していただきたい。	
(3) ＶＲ技術を活用したソーシャルスキルトレーニングについて ・導入について研究・検討すべきと考えるが、所見を伺う	（学校教育部長） ＶＲ技術を活用したソーシャルスキルトレーニングの可能性については、非常に注目すべき先進的な取り組みであると認識している。 直ちに導入する予定はないが、その教育的効果について引き続き研究を進めていく。
後藤　留美　議員（公明）	
２　教育について (2) ギフテッドの支援について ・市内の教職員にギフテッドの理解を深める研修を行ってほしい	（学校教育部長） 特定の分野に特異な才能のある児童生徒への支援については、次期学習指導要領に向けた方針において示されていることから、国や県が策定する具体的な指導の在り方等を受け、教職員研修として取り上げる準備を進めていく。
(4) 心の健康授業を小学校全学年に行うことについて	（学校教育部長） 心の健康授業については、道徳科の充実に加え、人間関係づくりや自尊心形成スキル、状況判断力、対処方法など、具体的なスキルを学ぶ、本市独自のライフスキル川口を小学校低学年から全学年で進めてきた。 今後も、全教育活動を通じて、複雑な課題に対応するための、高い倫理観と判断力、実践力のある子どもたちの育成に努めていく。

杉本　佳代　議員（自民）	
１　市長の基本政策について (1) 学校図書館の環境整備について ・目的や期待する効果などについて	（学校教育部長） 本事業は、児童生徒が気軽に足を運び、進んで読書に親しめる居心地が良くくつろげる環境の整備を推進していくことを目的として実施するものである。 選定されたモデル校の主体性や特色を生かした整備計画をもとに簡易チェアやミニソファなど、必要な備品の整備等を行うことで、読書離れの解消にもつながることを期待しているところである。
７　国の「部活動の遠征等における安全確保について」の通知を受けて (1) 部活動の遠征の際に、教員の車や保護者の車に生徒を同乗させているケースがどの程度あるか ・部活動の遠征時の移動方法について	（学校教育部長） 現在、市立中学校の部活動における遠征を行う際には、教員や部活動指導員が引率し、原則として公共交通機関を利用することとしている。中体連の大会規定により保護者引率が認められている陸上や水泳など一部の競技を除き、部活動の移動時に教員や保護者の車に生徒を同乗させることは、禁止しているところである。
(3) 国の通知を受けて本市ではどのように対策を立てるのか ・部活動遠征における安全確保についての市の考え	（学校教育部長） 国や県からの通知を受け、安全確保の徹底に向け、まずはバスの借り上げ契約時に旅客運送無許可のバスの利用がないかなど、管理職が確認するとともに、借り上げバスには教職員が必ず同乗することなど、各学校へ通知し、事故の未然防止と安全管理の徹底について指示したところである。
１２　児童生徒が地域活動に関心を持つための取り組みについて	（教育長） 児童生徒にとって一番身近な社会は町会等であり、地域の一員として貢献する姿勢を

・地域活動への参加促進のために、市立学校長会で働きかけることについて	身に付けることは、自己肯定感を高め、将来社会で活躍していくために必要な力になると捉えている。 　社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することは、進路・キャリア教育につながるものであることから、より多くの児童生徒が地域活動に主体的に参加できるよう、学校長会等で活動を促していく。
松浦　洋之　議員（自民）	
１　教育について (2) 地域を巻き込んだ学校公開について ・学校公開の機会を生かし、地域と共に学ぶ取り組みを推進してほしい	（学校教育部長） 　学校公開において、児童生徒、保護者、地域が共通のテーマについてともに考え、学ぶ機会を設けることは、学校と地域のつながりを深め、子供たちの豊かな成長につながる有意義な取り組みであると捉えている。 　今後も、各学校の特色や地域の実情を踏まえ、地域とともに学ぶ取り組みが一層充実するよう各学校の取り組みを支援していく。
池田　けい　議員（維新）	
２　秩序ある共生社会の実現に向けた政策とルールの整備について (2) 一部の小学校における外国人の在籍集中に関する課題について ア　外国人集住地域の学校における現場の実態把握について ・学校における課題と外国人児童・保護者が抱える困りごとについて	（学校教育部長） 　日本語指導を必要とする児童が多い学校の現実的な課題としては、外国人児童の授業における理解度の違いや転出入に伴う教職員の各種書類作成等の事務負担である。 　また、外国人児童・保護者の困りごととしては、母国と日本の学校生活やルールの違

	い、教職員への連絡・相談や日本人保護者とのコミュニケーション等があると把握している。
今田　真美　議員（新風） ４　子どもたちを守るための性教育について (1) 小中学校での外部講師を活用した授業の実施状況について ・「性に関する指導」における外部講師の活用数と実施頻度	（学校教育部長） 令和７年度の「性に関する指導」において、外部講師を活用した学校数については、小学校７校、中学校２０校である。小中学校ともに、概ね１年に１回程度の実施となっている。
(2) 幼少期からの発達に合わせた性教育について イ　幼稚園について ・「幼稚園」での性教育の実施について	（学校教育部長） 幼児期では、「自分と他者を大切にする心」を育てることが重要であることから、現在、市立幼稚園では、命を大切にする心を育むことや、自他の体の大切なところについて学ぶなど、日常の保育を通じて、家庭と緊密に連携を図りながら指導している。
ウ　小中学校について ・「小中学校」での性教育の実施について市の見解	（学校教育部長） 小中学校での「性に関する指導」は、子どもたちが正しい知識を基に、適切な意思決定と行動選択ができるようになるために大変重要であり、各学校では、外部講師等も活用しながら学校教育活動全体を通じて実施している。
（要望） 国際基準に合わせた性教育を行うために、外部講師を招いた教室を幼稚園でも開催していただきたい。	

令和８年６月市議会定例会
一般質問質疑応答概要　（学校保健課）

＜質問概要＞	＜答弁概要＞
後藤　留美　議員（公明） １　子育て支援について (2) 中学生の健康診断にピロリ菌検査を追加することについて （要望） 胃がんの原因の大部分を占めるピロリ菌を中学生のうちに発見し、将来の胃がんを防ぐために検査の追加を強く要望する。	（学校教育部長） 日本小児栄養消化器肝臓学会によるピロリ感染症に関するガイドラインでは、無症状の小児への治療は推奨されておらず、医師の間でも意見が分かれているところである。さらに検査の実施にあたっては、学校保健安全法に規定する検査項目ではないことから、保護者の同意を得る必要があることや、陽性となった場合の除菌治療が１５歳未満は保険診療の適用外であることなど、様々な課題があることから、現時点においては導入の予定はない。

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

（令和８年　６月市議会定例会）　　学校教育部　指導課

質　　疑	応　　答
議案第７１号　令和８年度川口市一般会計補正予算（第１号） 第１条第１表　歳入歳出予算補正の内 △　歳出の部 第１０款　教育費	
＜　質　疑　＞ （松本　英利　委員） モデル校の校数及び対象校について伺いたい。	（指導課長） モデル校については小学校４校、中学校２校の計６校である。 小学校については、新郷小学校、柳崎小学校、青木北小学校、中居小学校である。中学校については、元郷中学校、鳩ヶ谷中学校である。
（荻野　梓　委員） モデル校の選定理由について伺いたい。また、予算の内訳について伺いたい。	（指導課長） 選定理由については学校の規模、児童数、学級数及びこれまでの学校図書館教育の状況等を勘案したほか、地区ごとの重なりが無いよう選定したものである。 備品の内訳であるが、モデル校の主体的な計画に応じて備品の購入を進めていくため、現在、決まったものは把握していない。

質　　疑	応　　答
（荻野　梓　委員） 今回の事業はいつから検討していて、なぜこのタイミングで補正予算の上程となったのか伺いたい。 ＜　討　論　＞ なし。 ＜　採　決　＞ 起立者全員にて可決。	（指導課長） 学校図書館ガイドラインや施設整備指針等において、魅力ある図書館づくりについて示されており、当初より課題意識をもって取り組んできたところである。このたび、市長の基本政策の具現化に向け、補正予算を上程したものである。

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

（令和８年　６月市議会定例会）　　学校教育部　学校保健課

質　　疑	応　　答
議案第７１号　令和８年度川口市一般会計補正予算（第１号） 第１条第１表　歳入歳出予算補正の内 △　歳出の部 第１０款　教育費	
＜　質　疑　＞ （荻野　梓　委員） グリストラップ清掃等業務で発生する汚泥の収集及び処分に係る業務委託契約の見直し内容の詳細について	（学校保健課長） これまで学校給食の調理により発生する調理屑や油分を含んだ汚泥を処分するにあたり、処理槽の清掃や汚泥の運搬及び処分を産業廃棄物収集運搬業者と一括契約していたが、廃棄物の処分を責任を持って適正に行うため、委託業務のうち処分については別契約としたものである。なお、本市では運搬と処分を別契約とする場合、処分については、廃棄物処理委託料で計上する取り扱いとなっていることから増額し、併せて浄化槽等清掃管理委託料については清掃及び運搬業務のみとなることから減額するものである。
（荻野　梓　委員） 契約を見直すことでなぜ増額になるのか	（学校保健課長） 見積書を徴した結果であるため詳細は不明であるが、一般論として、新規の取引の場合、費用が高くなるケースがある。事務手続きの負担が増えるほか、ゴミの性質や状況が不明であるため、あらかじめ対応費用を計上すること、また、物価高騰の影響

質　　疑	応　　答
	も想定されるところである。
（荻野　梓　委員） 産業廃棄物処理に係る委託契約について、他の自治体ではどのような状況になっているのか。	（学校保健課長） 他の自治体の状況については承知していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則った対応として、市の産業廃棄物対策課と確認を行いながら契約の見直しを図ったところである。
（荻野　梓　委員） 産業廃棄物処理に係る委託契約の見直しをいつから検討していて、なぜこのタイミングで補正予算を上程することになったのか。	（学校保健課長） 産業廃棄物の汚泥処理に関しては、従前より同様の契約方法で行ってきたところである。しかしながら、昨年度の定期監査において、契約方法が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則っていないのではないかとの指摘を受け、昨年度の契約についても、３月から見直しを図ったところである。それに伴い、今年度の契約についても法律に則ったものとしたことから、予算に過不足が生じたものである。
＜討　論＞ なし。	
＜採　決＞ 起立者全員にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

（令和８年６月市議会定例会）　　教育総務部　教育総務課・生涯学習課

質　　疑	応　　答
議案第１０６号　専決処分の承認について（令和７年度川口市一般会計補正予算）	
＜ 質 疑 ＞ なし。 ＜ 討 論 ＞ なし。 ＜ 採 決 ＞ 起立者全員にて可決。	

教育長報告（３）

川口市地域学校協働活動推進協議会委員を委嘱することについて

１　委嘱をする者

No.	氏　名	主な役職	要綱第７条第３項関係
1	金杉　順一	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（安行小学校・安行中学校）	（１）地域学校協働活動推進員
2	浦邉　敏夫	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（小谷場中学校）	（１）地域学校協働活動推進員
3	平田　敦子	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（元郷小学校・元郷中学校・領家中学校）	（１）地域学校協働活動推進員
4	加藤　宏和	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（上青木小学校） ＰＴＡ会長・上青木西北町会育成部長	（１）地域学校協働活動推進員 （２）ＰＴＡ・地域・社会教育士等
5	大曽根　涼	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（芝中央小学校） 学校応援団ＳＲＣ会長	（１）地域学校協働活動推進員 （２）ＰＴＡ・地域・社会教育士等
6	小林　也寸喬	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（東中学校） ＰＴＡ会長	（１）地域学校協働活動推進員 （２）ＰＴＡ・地域・社会教育士等
7	山野　栄三郎	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（並木小学校） 放課後子供教室コーディネーター	（１）地域学校協働活動推進員 （４）社会教育関係者
8	近藤　久江	学校運営協議会委員　元小学校長 地域学校協働活動推進員（神根東小学校） 放課後子供教室コーディネーター	（１）地域学校協働活動推進員 （３）学識経験者
9	近藤　玲子	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（戸塚南小学校） 放課後子供教室コーディネーター	（１）地域学校協働活動推進員 （４）社会教育関係者
10	舘野　洋子	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（辻小学校・里中学校） 放課後子供教室コーディネーター	（１）地域学校協働活動推進員 （４）社会教育関係者
11	濱田　由美	学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員（飯仲小学校） 放課後子供教室コーディネーター	（１）地域学校協働活動推進員 （４）社会教育関係者
12	岡田　直人	川口市ＰＴＡ連合会副会長	（２）ＰＴＡ・地域・社会教育士等
13	織本　寛之	川口市立小学校長会（差間小学校長）	（５）学校関係者
14	寺田　和成	川口市立中学校長会（神根中学校長）	（５）学校関係者
15	西原　拓	学校運営協議会担当	（６）行政関係者

２　任期

令和８年８月１日から令和１０年７月３１日まで

教育長報告（４）

国登録有形文化財（建造物）の登録について

市内の建造物「芝﨑家住宅」について、令和５年度に文化財課にて調査を行い、令和６年度に文化庁調査官による実査、令和７年度に川口市文化財保護審議会での審議及び川口市教育委員会での議決を経て、文化庁へ国登録有形文化財への意見書の提出を行った。

そして、この度文化庁より、令和８年３月２６日開催の国の文化審議会文化財分科会における審議・議決を経て、国登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申された。

今回、令和８年７月９日に告示され、正式に登録されたことを報告する。

【経緯】

令和７年	７月２３日	川口市教育委員会において、国登録有形文化財への登録申請にかかる意見書を提出することについて、川口市文化財保護審議会会長あて諮問することを議決。
	８月２２日	川口市文化財保護審議会において、国登録有形文化財への登録申請に係る意見書を提出することについて川口市教育委員会へ答申することを議決。
	９月１１日	川口市教育委員会において、川口市文化財保護審議会の答申を議決。
	１０月２日	国登録有形文化財への登録申請に係る意見書を提出。
令和８年	３月１８日	文化庁及び埼玉県教育局より、令和８年３月２６日開催の国の文化審議会文化財分科会における審議・議決を経て、国登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申する予定であり、３月１８日１４時プレスリリース、３月２６日１７時（新聞は２７日朝刊）解禁予定として報道機関への投げ込みを実施してよい旨の連絡があった。
	３月２６日	国の文化審議会文化財分科会における審議・議決を経て、国登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申された。
	７月９日	官報告示（正式登録）

※登録証は１か月後程度、登録プレートは年末ごろ交付される予定。

教育長報告（５）

川口市学校運営協議会委員の解嘱について

（１）川口市立本町小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
亀田　邦伸	令和７年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年６月１５日

（２）川口市立上青木小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
金子　博	令和７年４月１日	上青木西北町会長	令和８年６月１５日

（３）川口市立神根小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
濱野　隆次	令和８年４月１日	西新井宿第２町会長	令和８年６月１５日

（４）川口市立青木北小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
飯田　重樹	令和８年４月１日	青木町五丁目町会長	令和８年６月３０日

（５）川口市立舟戸小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
田中　良夫	令和８年４月１日	前川口１丁目町会長 民生委員	令和８年５月１５日

（６）川口市立並木小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
菊池　正美	令和８年４月１日	並木四丁目町会 副町会長	令和８年６月１５日
金久保　朋就	令和８年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年６月１５日

（７）川口市立原町小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
浅倉　利行	令和８年４月１日	宮町町会長	令和８年６月１５日

（８）川口市立芝富士小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
田邉　良家	令和８年４月１日	芝園団地自治会長	令和８年６月１５日

（９）川口市立差間小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
阿部　浩幸	令和７年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年６月１５日

（１０）川口市立戸塚綾瀬小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
井上　一也	令和７年４月１日	埼玉県立川口東高等学校長	令和８年６月１５日

（１１）川口市立戸塚南小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
山崎　武寿	令和７年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年６月３０日

（１２）川口市立桜町小学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
土屋　牧子	令和８年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年６月１５日

（１３）川口市立北中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
矢作　武信	令和７年５月２３日	根岸第２町会長	令和８年６月１５日

（１４）川口市立元郷中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
吉井　重春	令和８年４月１日	東領家１丁目学校運営協議委員	令和８年５月１５日
深澤　拓也	令和８年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年６月１５日

（１５）川口市立上青木中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
金子　博	令和８年４月１日	上青木西北町会長	令和８年６月３０日
甲山　貴之	令和８年４月１日	埼玉県立川口工業高等学校長	令和８年６月３０日

（１６）川口市立幸並中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
加藤　明子	令和７年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年６月１５日

（１７）川口市立芝西中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
本保　光男	令和７年４月１日	陽春分校教頭	令和８年５月１５日
須賀　幸太郎	令和７年４月１日	芝塚原町会長	令和８年５月１５日

（１８）川口市立岸川中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
荒木　貴佳子	令和８年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年６月１５日

（１９）川口市立小谷場中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
鹿俣　浩	令和７年４月１日	教務主任	令和８年４月１５日

（２０）川口市立在家中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
鳥海　昇	令和７年６月１８日	在家町会副会長 防災本部長	令和８年５月１５日
星野　佳代子	令和７年７月２３日	川口市神根地区包括支援センター主任介護支援員	令和８年６月３０日
小林　稔	令和８年４月１日	ＰＴＡ会長	令和８年５月３１日
佐藤　宗雄	令和７年４月１日	教務主任	令和８年４月１５日

（２１）川口市立八幡木中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
川崎　悠	令和７年４月１日	教務主任	令和８年５月１５日

（２２）川口市立里中学校

氏　名	委嘱年月日	規則第６条関係	解職年月日
池田　貴洋	令和７年４月１日	教務主任	令和８年５月１５日
上原　一孝	令和７年４月１日	埼玉県立川口高等学校長	令和８年５月１５日

令和８年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）被表彰者の決定について

受賞校：川口市立辻小学校（近藤　百合　校長）

１　趣旨

学校給食の実施に関し、優秀な成果をあげた学校及び共同調理場を「学校給食優良学校等」、並びに特に功績のあった学校給食関係者及び学校給食関係団体を「学校給食功労者」として、文部科学大臣が表彰をすることにより、学校給食の普及及び充実を図ることを目的とする。

２　受賞校の取組

川口市立辻小学校では、「学ぶ子（知）　やさしい子（徳）　元気な子（体）」を学校教育目標とし、目指す学校像を「『やる気』『笑顔』『元気』があふれ、考え、学び、創造できる辻小学校」とし、日々の教育活動を展開している。

「生きた教材となる学校給食　家庭・地域との連携を発信～地産地消を超えた、辻産辻消（つじさんつじしょう）へ」を合言葉として学校教育目標と食に関する指導目標を関連付けている。目標達成のために、学校長指導のもと、全教職員が共通理解・共通行動を図りながら指導体制を整え、積極的に実践をしている。さらに、ＡＩを含むＩＣＴの活用を積極的に取り入れている。また、地域ボランティアや学校運営協議会と連携し、体験を重視した食育指導を行っている。

【辻小学校　食に関する指導の目標と学校教育目標との関連】

（１）食事の重要性や食事の喜び、楽しさ、栄養バランス、食文化について理解し、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けている。（知）（体）

・ＩＣＴを活用した給食時間の指導や掲示物の作成を行っている。
・ふるさと給食月間では、川口や埼玉の風土や、郷土色が生まれた理由などを紹介している。
・田植え、栽培、企業との連携などにより、体験学習を多く取り入れ、五感を働かせた食育を進めている。
・教職員の健康推進のための食事等を紹介している。

（２）食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断することができる。（知）

・セレクト給食を通した食品選択能力の育成。
・６年生家庭科において献立の立て方を学び、１食分の献立を立てる。「給食メニューコンクール」を行い、実際に給食の献立で提供する。また、選ばれなかった献立に関しては、ＡＩで再現し、献立作成や調理への関心につなげる。

（３）主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとしたり、食や食文化、食料の生産に関わる人々に感謝する心を育み、評点しようとしたりする態度と、食事マナーや食事を通して人間関係形成能力を身に付ける。（知）（徳）（体）

・市内農家や給食関連工場を取材し、動画を作成することで、食べる意欲につなげている。
・開校記念日給食について、給食委員会が中心になって考え、学年を超えて食べやすい人気の献立を目指して立案している。（米の一部は自校で収穫したものを使用した。）
・栽培、収穫という体験活動を通して、作物を育てることの大変さや食卓へ上るまでの工程を経験することで、生産者への感謝の気持ちを育てる。

３　受賞校　川口市立辻小学校　　他

議案第４８号

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和８年７月２４日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和４６年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第２号を次のように改める。

様式第１号　別紙のとおり

様式第２号　別紙のとおり

附　則

この規則は、令和８年７月３０日から施行する。

様式第１号　　申請日　　年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名　　公民館

施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名)	責任者氏名	(氏名)
	(電話番号)		(電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)−(E)

減免理由	

備考	

様式第２号

利用許可書兼領収書

施設名　　公民館　　川口市教育委員会　印

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名)	責任者氏名	(氏名)
	(電話番号)		(電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

合計金額	

消費税：　　円　(１０％内税)
登録番号：　　川口市出納補助員　印

上記金額を領収しました。
年　月　日

議案第48号参考資料

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨及び内容

新施設予約システムの施行に伴い、利用許可申請書及び利用許可書兼領収書の様式を改めるもの。

2　施行期日

令和８年７月３０日から施行するもの。

3　予算措置

なし

4　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和４６年教育委員会規則第５号）

（下線の部分は改正部分）

改　正　案

様式第１号

様式第１号　　申請日　　年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名　　公民館

施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名) (電話番号)	責任者氏名	(氏名) (電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

現　　行

様式第１号

様式第１号

年　　月　　日

川口市立　　公民館利用許可（変更）申請書

（あて先）川口市教育委員会

		許可月日	年　　月　　日	許可番号	No.

目的		申請者	団体名 住　所 電話　　—　　—
人数	人		登録ＩＤ番号
利用日	年　月　　日（　　曜日）	利用室	
時間帯			

備考	減免事由
	利用器具

金　額	円

様式第２号

様式第２号

利用許可書兼領収書

施設名　公民館　　川口市教育委員会　印

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	（氏名） （電話番号）	責任者氏名	（氏名） （電話番号）

予約管理番号

利用日（曜日）	施設名又は利用室名	利用時間帯	参加予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由

備考

合計金額

消費税：　円（10％内税）
登録番号：

川口市出納補助員　印

上記金額を領収しました。
年　月　日

様式第２号

様式第２号

（表面）

年　月　日

川口市立　公民館利用許可書兼領収書

川口市教育委員会　印

許可月日	年　月　日	許可番号	No.

目的		申請者	団体名
			住　所
			電話　—　—
人数	人		登録ＩＤ番号
利用日	年　月　日（　曜日）	利用室	
時間帯			

備考	減免事由
	利用器具

金　額	円

公民館使用料を領収しました。
年　月　日
川口市出納補助員　印

（裏面）

利用上の注意

1　この利用許可書兼領収書は、利用当日職員に示し、利用する旨申し出てください。
2　虚偽の申請があった場合は、利用の許可を取り消す場合があります。
3　納付した使用料は、利用の許可を取り消した場合でもお返しできません。
4　利用許可時間内に終了してください。
5　利用後は、机・椅子等はもとの位置に整え、必ず清掃し、ごみ等はお持ち帰りください。
6　お茶葉は、ご用意ください。
7　利用後は、職員に申し出てください。（必ず利用人数を報告してください。）
8　利用に当たっての不明な点は、職員に連絡し、その指示に従ってください。

公民館は社会教育施設です。隣の利用者や後に利用する方のことを考えてご利用ください。

議案第４９号

川口市立中央ふれあい館管理規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和８年７月２４日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

川口市立中央ふれあい館管理規則の一部を改正する規則

川口市立中央ふれあい館管理規則（平成１６年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第２号を次のように改める。

様式第１号　別紙のとおり

様式第２号　別紙のとおり

附　則

この規則は、令和８年７月３０日から施行する。

様式第１号　　申請日　　年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名　中央ふれあい館

施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名)	責任者氏名	(氏名)
	(電話番号)		(電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)−(E)

減免理由	

備考	

様式第２号

利用許可書兼領収書

施設名　中央ふれあい館　　川口市教育委員会　印

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名)	責任者氏名	(氏名)
	(電話番号)		(電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

合計金額	

消費税：　　円　(10%内税)
登録番号：

川口市出納補助員　印

上記金額を領収しました。
年　月　日

議案第49号参考資料

川口市立中央ふれあい館管理規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨及び内容

新施設予約システムの施行に伴い、利用許可申請書及び利用許可書兼領収書の様式を改めるもの。

2　施行期日

令和８年７月３０日から施行するもの。

3　予算措置

なし

4　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立中央ふれあい館管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立中央ふれあい館管理規則（平成１６年教育委員会規則第７号）

（下線の部分は改正部分）

改　正　案

様式第１号

様式第１号　　申請日　　年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名　中央ふれあい館

施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名) (電話番号)	責任者氏名	(氏名) (電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

現　　行

様式第１号

様式第1号

年　　月　　日

川口市立中央ふれあい館利用許可(変更)申請書

（あて先）

			許可月日	年　　月　　日	許可番号 NO.
目的		申請者	団体名		
			住　所		
			電話　　—　　—		
人数	人		登録ID番号		
利用日	年　　月　　日(　　曜日)	利用室			
時間帯					
備考	減免事由				
	利用器具				

金　額	円

決　裁　欄

様式第２号

様式第２号

利用許可書兼領収書

施設名　中央ふれあい館　　川口市教育委員会　印

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名) (電話番号)	責任者氏名	(氏名) (電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

合計金額	

消費税：　　円　(10%内税)
登録番号：

川口市出納補助員　印

上記金額を領収しました。
年　月　日

様式第２号

様式第2号

(表面)

年　月　日

川口市立中央ふれあい館利用許可書兼領収書

川口市教育委員会 印

許可月日	年　月　日	許可番号	NO.

目的		申請者	団体名
			住　所
			電話　—　—
人数	人		登録ID番号
利用日	年　月　日(　曜日)	利用室	
時間帯			

備考	減免事由	金　額	円
		中央ふれあい館使用料を領収しました。 年　月　日	
	利用器具	川口市出納補助員	印

(裏面)

利用上の注意

1　この利用許可書兼領収書は、利用当日職員に示し、利用する旨申し出てください。
2　虚偽の申請があった場合は、利用の許可を取り消しする場合があります。
3　納付した使用料は、利用の許可を取り消した場合でもお返しできません。
4　利用許可時間内に終了してください。
5　利用後は、机・椅子等はもとの位置に整え、必ず清掃し、ゴミ等はお持ち帰りください。
6　お茶葉は、ご用意ください。
7　利用後は、職員に申し出てください。(必ず利用人数を報告してください。)
8　利用に当たっての不明な点は、職員に連絡し、その指示に従ってください。

隣の利用者や後に利用する方のことを考えてご利用ください。

議案第５０号

川口市立生涯学習プラザ管理規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和８年７月２４日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

川口市立生涯学習プラザ管理規則の一部を改正する規則

川口市立生涯学習プラザ管理規則（平成３１年教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第２号を次のように改める。

様式第１号　別紙のとおり

様式第２号　別紙のとおり

附　則

この規則は、令和８年７月３０日から施行する。

様式第１号　　申請日　　年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名　生涯学習プラザ

施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	（氏名）	責任者氏名	（氏名）
	（電話番号）		（電話番号）

予約管理番号	

利用日 （曜日）	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)−(E)

減免理由	

備考	

様式第２号

利用許可書兼領収書

施設名　生涯学習プラザ　　川口市教育委員会　印

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名)	責任者氏名	(氏名)
	(電話番号)		(電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

合計金額	

消費税：　　円　(10%内税)
登録番号：

川口市出納補助員　印

上記金額を領収しました。
年　月　日

議案第50号参考資料

川口市立生涯学習プラザ管理規則の一部を改正する規則案要綱

１　改正の趣旨及び内容

新施設予約システムの施行に伴い、利用許可申請書及び利用許可書兼領収書の様式を改めるもの。

２　施行期日

令和８年７月３０日から施行するもの。

３　予算措置

なし

４　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立生涯学習プラザ管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立生涯学習プラザ管理規則（平成３１年教育委員会規則第３号）

（下線の部分は改正部分）

改　正　案

様式第１号

様式第１号　　申請日　　年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名　生涯学習プラザ

施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名) (電話番号)	責任者氏名	(氏名) (電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

現　　行

様式第１号

様式第１号

年　　月　　日

川口市立生涯学習プラザ利用許可（変更）申請書

（あて先）川口市教育委員会

		許可月日	年　月　日	許可番号	No.
目的		申請者	団体名		
			住　所		
			代表者名　　電話 —　—		
人数	人		登録ＩＤ番号		
利用日	年　月　日（　　曜日）	利用室			
時間帯					

備考	減免事由
	利用器具

金　額	円

様式第２号

様式第２号

利用許可書兼領収書

施設名　生涯学習プラザ　　川口市教育委員会　印

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名) (電話番号)	責任者氏名	(氏名) (電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

合計金額	

消費税：　　円　(10%内税)
登録番号：

川口市出納補助員　印

上記金額を領収しました。
年　月　日

様式第２号

様式第２号

(表面)

年　月　日

川口市立生涯学習プラザ利用許可書兼領収書

川口市教育委員会　印

		許可月日	年　月　日	許可番号	No.
目的		申請者	団体名		
			住　所		
			代表者名　電話　—　—		
人数	人		登録ＩＤ番号		
利用日	年　月　日(　曜日)	利用室			
時間帯					
備考	減免事由				
	利用器具				

金　額	円

施設使用料を領収しました。
年　月　日
川口市出納補助員　印

(裏面)

利用上の注意

1　この利用許可書兼領収書は、利用当日に職員に提示し、利用する旨申し出てください。
2　虚偽の申請があった場合は、利用の許可を取り消す場合があります。
3　納付した使用料は、利用の許可を取り消した場合でもお返しできません。
4　利用許可時間内に終了してください。
5　利用後は、机・椅子等はもとの位置に整え、必ず清掃し、ごみ等はお持ち帰りください。
6　お茶葉は、ご用意ください。
7　利用後は、職員に申し出てください。（必ず利用人数を報告してください。）
8　利用に当たっての不明な点は、職員に連絡し、その指示に従ってください。

生涯学習プラザは社会教育施設です。隣の利用者や後に利用する方のことを考えてご利用ください。

議案第５１号

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和８年７月２４日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則

川口市立南平文化会館管理規則（昭和５４年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「減免」を「減額又は免除」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号　別紙のとおり

様式第３号を次のように改める。

様式第３号　別紙のとおり

附　則

この規則は、令和８年７月３０日から施行する。

様式第１号　　申請日　　年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名　南平文化会館

施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	（氏名）	責任者氏名	（氏名）
	（電話番号）		（電話番号）

予約管理番号	

利用日 （曜日）	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)−(E)

減免理由	

備考	

様式第３号

利用許可書兼領収書

施設名　南平文化会館　　川口市教育委員会　印

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名)	責任者氏名	(氏名)
	(電話番号)		(電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

合計金額	

消費税：　　円　(１０％内税)
登録番号：　　川口市出納補助員　印

上記金額を領収しました。
年　月　日

議案第51号参考資料

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨及び内容

新施設予約システムの施行に伴い、利用許可申請書及び利用許可書兼領収書の様式を改めるほか、必要な規定の整備を行うもの。

2　施行期日

令和８年７月３０日から施行するもの。

3　予算措置

なし

4　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立南平文化会館管理規則（昭和５４年教育委員会規則第７号）

（下線の部分は改正部分）

改　正　案	現　　行
（使用料の減免） 第１１条　条例第１４条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第１号の申請書にその理由を記して、教育委員会の承認を受けなければならない。	（使用料の減免） 第１１条　条例第１４条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第１号の申請書にその理由を記して、教育委員会の承認を受けなければならない。

様式第１号

様式第１号　　申請日　　年　　月　　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名　南平文化会館

施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名)	責任者氏名	(氏名)
	(電話番号)		(電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

様式第１号

様式第1号

川口市立南平文化会館利用許可申請書

（あて先）川口市教育委員会

受　付　　年　月　日　No.

利用許可　　年　月　日　No.

決　裁　欄

利用年月日	年　月　日		
利用時間	時　分～　時　分 □午前　□午後　□夜間　□全日		
利用目的			
会議等の名称			
人員	名		
施設	使用料		
□ホール	円		
□展示ホール			
□練習室1号			
□練習室2号			
□練習室3号			
□楽屋1号			
□楽屋2号			
□楽屋3号			
□楽屋4号			
小計	円		

減免事由

申請者	
	団体名
	住　所
	氏　名
	電　話（　）　—
会場責任者	
	住　所
	氏　名
	電　話（　）　—

特別の設備等
□利用する(仕様書のとおり)
□利用しない

入場料の徴収
□徴収する(　　円)
□徴収しない

物品の販売
□販売する
□販売しない

合計金額	円

利用条件

様式第３号

様式第３号

利用許可書兼領収書

施設名　南平文化会館　　川口市教育委員会　印

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名/団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	(氏名) (電話番号)	責任者氏名	(氏名) (電話番号)

予約管理番号	

利用日 (曜日)	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料(A)

施設使用料合計(B)	備品等使用料合計(C)	附属設備等使用料合計(D)

減免額合計(E)	使用料合計(F)=(B)+(C)+(D)-(E)

減免理由	

備考	

合計金額	

消費税：　　円　(１０％内税)
登録番号：

川口市出納補助員　　印

上記金額を領収しました。
年　月　日

様式第３号

様式第3号

(表)

川口市立南平文化会館利用許可書兼領収書

川口市教育委員会　印

利用許可　　年　月　日　No.

利用年月日	年　月　日
利用時間	時　分～　時　分 □午前　□午後　□夜間　□全日
利用目的	
会議等の名称	
人員	名

施設	使用料
□ホール	円
□展示ホール	
□練習室1号	
□練習室2号	
□練習室3号	
□楽屋1号	
□楽屋2号	
□楽屋3号	
□楽屋4号	
小計	円

減免事由

申請者	団体名 住所 氏名 電話 (　)　—
会場責任者	住所 氏名 電話 (　)　—

特別の設備等
□利用する(仕様書のとおり)
□利用しない

入場料の徴収
□徴収する(　　円)
□徴収しない

物品の販売
□販売する
□販売しない

合計金額	円

上記金額領収いたしました。
年　月　日
川口市出納補助員　印

利用条件

（裏）

利　用　上　の　注　意

1　この許可書は、会館利用の際携帯し、職員の要求があったときは、提示してください。
2　会館を利用する権利は、他人に譲ったり転貸してはいけません。
3　すでに納めた使用料は、条例に定める場合以外はお返しできません。
4　施設及び附属設備の利用に当たっては、全て職員の指示に従ってください。
5　壁、柱、窓等に貼り紙をし、又は画びょう、くぎ等を打ち込まないでください。
6　利用者は、会館内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
7　許可なく物品の販売、広告宣伝及び金品の寄附募集行為はしないでください。
8　火気の取扱いには特に注意し、指定された場所以外での喫煙はさせないでください。
9　指定された場所以外で飲食したり、館内でチューインガムを食べさせないでください。
10　下駄や泥靴での入場や雨具の持込みはさせないでください。
11　騒音怒声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑をかける行為はさせないでください。
12　建物及び附属設備を毀損又は滅失したときは、利用者は、その損害を弁償してください。
13　利用者が搬入した物品は、利用者の責任において管理してください。
14　利用時間は、正確に守り、利用前後は、必ず職員に申し出てください。
15　その他不明の点は、職員に連絡し、その指示に従ってください。

連　絡　先
川口市立南平文化会館
川口市元郷6丁目14番1号
電　話

議案第５２号

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和８年７月２４日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則（昭和４３年教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、同様とする」を「同様とする」に改める。

第３条中「青木町公園野球場で行う職業野球及び社会人野球並びに職業相撲」を「職業相撲及び青木町公園野球場で行う職業野球又は社会人野球」に改める。

第１０条を第１１条とし、第９条第１項の表第２条第１項及び第２項、第４条第１項並びに第６条の項中「第６条」を「第７条」に、同表第２条第６項、第４条第１項、第４項及び第５項、第６条並びに第８条の項中「第６条並びに第８条」を「第６条、第７条並びに第９条」に、同表第８条の項中「第８条」を「第９条」に改め、同条を第１０条とする。

第８条を第９条とし、第７条を第８条とする。

第６条に次の１項を加える。

２　教育委員会は、既納の使用料の還付を許可したときは、様式第５号の許可書兼領収書を申請者に交付するものとする。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（使用料の減免）

第６条　条例第１６条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、様式第２号の申請書にその理由を記して教育委員会に提出しなければならない。

様式第２号及び様式第３号を次のように改める。

様式第２号　別紙のとおり

様式第３号　別紙のとおり

附　則

この規則は、令和８年７月３０日から施行する。

様式第２号

申請日　　年　月　日

（あて先）川口市教育委員会

利用許可申請書

施設名
施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名／団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	（氏名） （電話番号）	責任者氏名	（氏名） （電話番号）

予約管理番号	

利用日 （曜日）	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料（A）

施設使用料合計（B）	備品等使用料合計（C）	附属設備等使用料合計（D）

減免額合計（E）	使用料合計（F）＝（B）+（C）+（D）−（E）

減免理由	

備考	

様式第３号

利用許可書兼領収書

川口市教育委員会　印

施設名

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名（団体名）			
住所又は所在地			
代表者氏名	（氏名） （電話番号）	責任者氏名	（氏名） （電話番号）

予約管理番号	

利用日 （曜日）	施設名又は利用室名	利用 時間帯	参加 予定人数	利用目的/利用責任者	使用料（A）

施設使用料合計（B）	備品等使用料合計（C）	附属設備等使用料合計（D）

減免額合計（E）	使用料合計（F）＝（B）+（C）+（D）−（E）

減免理由	

備考	

合計金額	

川口市出納員　印

消費税：
登録番号：

上記金額を領収しました。
年　月　日

議案第52号参考資料

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨及び内容

新施設予約システムの施行に伴い利用許可申請書、利用許可書兼領収書及び収入日票兼納付書の様式を改めるとともに、使用料の減免の手続き及び既納の使用料の還付を許可したときの手続きを定めるほか、必要な規定の整備を行うもの。

2　施行期日

令和８年７月３０日から施行するもの。

3　予算措置

不要

4　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立体育施設設置及び管理条例（昭和４３年条例第２２号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

○　川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則（昭和４３年教育委員会規則第８号）

（下線の部分は改正部分）

改　正　案	現　　行
（利用の手続等） 第２条　条例第８条第１項の規定に基づき、個人で川口市立体育施設（以下「体育施設」という。）の利用の許可を受けようとするときは、規定の使用料を納付し、様式第１号の利用券の交付を受けなければならない。前払式証票を用いて体育施設を利用するときも、また同様とする　。 ２～６　（略） （許可の条件） 第３条　条例第９条第２号に規定する別に定めるものは、職業相撲及び青木町公園野球場で行う職業野球又は社会人野球　をいう。 （使用料の減免） 第６条　条例第１６条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、様式第２号の申請書にその理由を記して教育委員会に提出しなければならない。 （還付申請） 第７条　条例第１７条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとするときは、第４条第１項又は第５項の許可書兼領収書を添えて、様式第４号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。 ２　教育委員会は、既納の使用料の還付を許可したときは、様式第５号の許可書兼領収書を申請者に交付するものとする。 第８条・第９条　（略） （指定管理者の管理する体育施設の読替え） 第１０条　条例第１８条の規定により指定管理者が指定体育施設の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読替えるものとする。	（利用の手続等） 第２条　条例第８条第１項の規定に基づき、個人で川口市立体育施設（以下「体育施設」という。）の利用の許可を受けようとするときは、規定の使用料を納付し、様式第１号の利用券の交付を受けなければならない。前払式証票を用いて体育施設を利用するときも、また、同様とする。 ２～６　（略） （許可の条件） 第３条　条例第９条第２号に規定する別に定めるものは、青木町公園野球場で行う職業野球及び社会人野球並びに職業相撲をいう。 （還付申請） 第６条　条例第１７条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとするときは、第４条第１項又は第５項の許可書兼領収書を添えて、様式第４号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。 第７条・第８条　（略） （指定管理者の管理する体育施設の読替え） 第９条　条例第１８条の規定により指定管理者が指定体育施設の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読替えるものとする。）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第２条第１項及び第２項、第４条第１項並びに第７条	（略）
（略）	
第２条第６項、第４条第１項、第４項及び第５項、第６条、第７条並びに第９条	（略）
第９条	（略）

２　（略）

第１１条　（略）

第２条第１項及び第２項、第４条第１項並びに第６条	（略）
（略）	
第２条第６項、第４条第１項、第４項及び第５項、第６条並びに第８条	（略）
第８条	（略）

２　（略）

第１０条　（略）

様式第２号

様式第２号　　申請日　　年　月　日

（あて先）川口市教育委員会　　利用許可申請書

施設名
施設利用について次のとおり申請します。

申請者氏名／団体名			
住所又は所在地			
代表者氏名	（氏名） （電話番号）	責任者氏名	（氏名） （電話番号）

予約管理番号	

利用日（曜日）	施設名又は利用室名	利用時間帯	参加予定人数	利用目的/利用責任者	使用料（A）

施設使用料合計（B）	備品等使用料合計（C）	附属設備等使用料合計（D）

減免額合計（E）	使用料合計（F）＝（B）+（C）+（D）-（E）

減免理由	

備考	

様式第２号

様式第2号

川口市立（　　）利用許可申請書

（あて先）川口市教育委員会

※太枠だけご記入ください。

利用申請者	団体名	利用施設
	住　所	利用日時
	氏　名　　電話	月　日（　）　時　分～　時　分
会場責任者	住　所	利用目的
	氏　名	参加種別　市 内 外　児童 生徒 一般　共用 専用 人　員　　人
減免の理由		附帯施設等
このことについては 年　月　日　領収 取扱者		利用料の裁定　全徴　減額　免除 金　額 内訳
利用の条件		受　付　年　月　日　　変更（取消）第　号
		許　可　年　月　日　第　号

様式第３号

様式第３号

利用許可書兼領収書

川口市教育委員会　印

施設名

施設利用について次のとおり許可します。
※施設利用の際はこの用紙を提出してください。

申請者氏名（団体名）			
住所又は所在地			
代表者氏名	（氏名） （電話番号）	責任者氏名	（氏名） （電話番号）

予約管理番号	

利用日（曜日）	施設名又は利用室名	利用時間帯	参加予定人数	利用目的/利用責任者	使用料（A）

施設使用料合計（B）	備品等使用料合計（C）	附属設備等使用料合計（D）

減免額合計（E）	使用料合計（F）＝（B）+（C）+（D）-（E）

減免理由	

備考	

合計金額	

川口市出納員　印

消費税：
登録番号：

上記金額を領収しました。
年　月　日

様式第３号

様式第3号

川口市立（　　）利用許可書兼領収書

川口市教育委員会　印

申請者	団体名	利用施設
	住　所	利用日時
	氏　名　　電話	月　日（　）　時　分～　時　分
会場責任者	住　所	利用目的
	氏　名	参加人員　種別　市内外　児童生徒一般　共用専用　人
減免の理由		附帯施設等
右の金額領収いたしました。 年　月　日 川口市出納補助員 取扱者　印		利用料の裁定　全徴　減額　免除 金額 内訳
利用の条件		受付　年　月　日　変更（取消）第　号 許可　年　月　日　第　号

議案第５３号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則（平成２１年教育委員会規則第１号）第６条の規定により議決を求める。

令和８年７月２４日提出

川口市教育委員会教育長　　井　上　　清　之

1　委嘱をする者

（1）川口市立青木北小学校

No.	氏　名	規則第６条関係
1	吉田　勉	青木町五丁目町会長

（2）川口市立戸塚南小学校

No.	氏　名	規則第６条関係
1	新澤　諒	ＰＴＡ会長

（3）川口市立上青木中学校

No.	氏　名	規則第６条関係
1	菅崎　俊幸	埼玉県立川口工業高等学校長
2	針生　亜古	上青木西北町会長

（4）川口市立芝東中学校

No.	氏　名	規則第６条関係
1	岡田　直人	ＰＴＡ会長

（5）川口市立在家中学校

No.	氏　名	規則第６条関係
1	本多　教嗣	神根地区包括支援センター 管理者・主任介護支援専門員

2　任期

（1）、（3）、（4）

令和８年７月２４日から令和１０年３月３１日まで

（2）、（5）

令和８年７月２４日から令和９年３月３１日まで